

資料3 水道使用形態別管理方法一覧

区分		定義	管理方法	検査
ビル管理法適用水道	専用水道	1 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) デパートなどの規模の大きい商業施設 (2) 映画館、劇場などの娯楽施設 (3) 博物館、美術館、ホテル、事務所 (4) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校 2 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校	管理：建築物環境衛生管理責任者 水質：水質基準省令の項目 清掃：1年以内ごとに1回 残塩：給水栓の残留塩素 0.1mg/L以上 7日以内に1回	
		1 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 居住者が100人を超えるもの (2) 生活用水の1日最大給水量が20㎡を超えるもの 2 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 受水槽の有効容量100㎡を超えるもの (2) 口径25mm以上の導管が1500mを超えるもの	管理：設置者 (水道技術管理者任命) 水質：水質基準省令の項目 残塩：給水栓の残留塩素 0.1mg/L以上 1日1回	規定の期間内に1回、国の登録を受けた検査機関の検査を受けること。
		簡易専用水道	管理：設置者 清掃：1年以内ごとに1回 水質：給水栓による水の色、味、臭い等の確認。	1年以内に1回、登録検査機関の検査を受けること。
		貯水槽水道	管理：設置者 清掃：簡易専用水道に準じた清掃管理等に努める。	設置者による自主検査
		給水装置	管理：所有者 残塩：給水栓の残留塩素 0.1mg/L以上 1日1回 (水道局の管理)	
		直結方式		